別表第１（第３条関係）

１基準額	２補助対象経費	３補助率
１施設あたり 100,000千円	国実施要綱に定める業務効率化に必要な次に掲げる経費 備品費 消耗品費 通信運搬費 借料及び損料 雑役務費 委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費	4/5

１.令和８年４月16日から令和９年３月15日までの取組を対象とする。
２.補助対象経費に該当する取組を複数組み合わせた場合も対象とする。